

公 示 日：2026年10月7日（火）

調達管理番号：26a00766

国 名：パレスチナ

担 当 部 署：経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

調 達 件 名：パレスチナ中小零細企業振興プロジェクト詳細計画策定調査（工業
団地開発・中小企業振興）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：工業団地開発・中小企業振興
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 契約履行期間(予定)：2026年11月中旬から2027年2月下旬
- (2) 業務人月：2.63
- (3) 業務日数：
 - ・ 第一次 準備業務 5 日、現地業務 30 日、整理業務 5 日
 - ・ 第二次 準備業務 5 日、現地業務 19 日、整理業務 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数：1 部
- (3) 提 出 期 限：2026 年 10 月 21 日（水）（12 時まで）
- (4) 提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 30 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 34 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 30 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 8 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	工業団地開発、中小企業振興等に係る各種調査
対象国及び類似地域	パレスチナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パレスチナでは中小零細企業（MSME）が企業数の99%以上を占め、雇用及び所得創出の主要な担い手であるものの、経営能力、市場アクセス、金融アクセス等に課題を抱えている。また、2023年10月以降の紛争の影響により企業活動は大きな打撃を受けており、事業継続能力及びレジリエンスの強化が喫緊の課題となっている。JICAはこれまでBusiness Advisory Service（BAS）及びNational Expert（NE）制度の構築支援を通じ、企業支援サービスの提供体制強化を支援してきたが、これまで構築・育成されてきたBAS提供者及びNational Expert（NE）の活動状況を確認し、今後形成予定の中小零細企業振興プロジェクトにおける活用可能性及び持続的な企業支援サービス提供体制のあり方を検討することが求められている。

一方で、我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の下で整備・開発支援が進められてきたジェリコ農産加工団地（JAIP）は、投資促進、企業集積及び企業支援サービス提供の拠点として重要な役割を担うことが期待されている。

本詳細計画策定調査では、中小零細企業振興プロジェクト形成に必要な情報収集を行うとともに、JAIPの現状、運営上の課題、企業支援機能及び今後の開発可能性を確認し、同プロジェクトとJAIPとの連携方策、本邦協力リソース活用可能性について調査・分析を行う。

7. 業務の内容

本業務は、中小零細企業振興プロジェクトの詳細計画策定調査の一環として実施するものであり、工業団地開発の観点からジェリコ農産加工団地（JAIP）の運営・開発状況及び企業支援機能の現状を調査する。また、評価分析を主に担当する別の調査団員を支援しつつ、これまでJICAが支援してきたBusiness Advisory Service（BAS）及びNational Expert（NE）制度の活動状況及び活用実態を確認

し、本プロジェクトにおける活用可能性を検討する。その上で、JAIP を活用した中小企業等の企業支援サービスの実施可能性、JAIP と BAS・NE との連携方策、本プロジェクトとの連携方策及び本邦協力リソースの活用可能性について提言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 11 月中旬～2026 年 11 月下旬)

1. 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
2. 必要に応じ、パレスチナ側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
3. プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
4. 詳細計画策定調査の対処方針会議等に参加する。
5. ジェリコ農産加工団地(JAIP)の最新状況に関する情報を収集し、今後の JAIP の運営と開発に関する課題及び対応方法を検討する
6. JAIP 開発の協力を実施するために有益と考えられる日本側のリソースについて情報収集、その活用可能性を検討する。
7. パレスチナにおける中小零細企業の発展状況、BAS の現況、NE の活動状況等について情報を収集し、JAIP 事業との連携方法を検討する。

(2) 第一次現地業務 (2026 年 11 月下旬～2026 年 12 月下旬)

1. JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
2. パレスチナ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
3. JAIP 開発支援に係る調査。具体的には以下のとおり。
 - 1) JAIP の整備状況、運営体制及び財務状況の確認
 - 2) 入居企業の操業状況及び投資環境に関する分析
 - 3) JAIP 運営機関の組織体制、サービス機能及び課題の分析
 - 4) 今後の JAIP 開発及び運営高度化に必要な支援内容の整理
4. 中小零細企業振興プロジェクトとの連携調査。具体的には以下のとおり。
 - 1) JAIP を活用した企業支援サービス提供可能性の分析

- 2) JAIP 入居企業及び周辺企業に対する BAS 提供ニーズ及び既存の BAS 提供者・NE 活用可能性を分析する。
 - 3) JAIP 活用による投資促進及びビジネスマッチング機能強化策の検討
 - 4) JAIP を活用した企業支援サービスに係る活動案及び指標案の作成支援
 - 5) 本邦の工業団地運営主体、自治体、商工団体、民間企業等との連携可能性を分析する。
 - 6) JAIP との連携に係る活動、成果、指標及び外部条件に加え、BAS 及び NE の活用を含む企業支援サービス強化方策について検討し、担当分野に係る PDM 案及び P0 案の作成に協力する。
5. 今後派遣される予定の評価分析団員と連携して実施する MSME 支援制度に係る調査の基礎情報収集を実施する。第二次現地調査では JICA 本部団員及び評価分析団員も同行し、以下の項目について追加調査業務を行うため、それに先立ち、本コンサルタント（工業団地開発・中小企業振興団員）は以下の項目に関する一次的な情報を収集する。
- 1) BAS 及び NE にかかる制度の運用状況。
 - 2) 担当省庁特定、体制。
 - 3) BAS 提供者及び NE の活動状況、配置状況及びサービス提供実績。
 - 4) BAS 及び NE を活用した企業支援サービスの提供状況及び課題。
 - 5) 本プロジェクトにおける BAS 及び NE の活用可能性。
 - 6) 企業支援サービスの持続的運営に向けた課題及び改善の方向性。
6. 担当分野に係る現地調査結果を JICA パレスチナ事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2026 年 12 月下旬～2027 年 1 月上旬）
1. 報告会等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- (4) 準備業務（2027 年 1 月上旬～2027 年 1 月中旬）
- ・第一次現地調査結果及び整理業務の結果を踏まえ、第二次現地調査において確認・協議すべき事項を整理する。

- ・ JICA 本部団員（総括、協力企画）、評価分析団員及び JICA パレスチナ事務所との打合せに参加し、第二次現地調査の方針、調査対象及び協議事項を整理する。
- ・ 工業団地開発及び中小企業振興の観点から、PDM 案、P0 案、R/D 案及び協議資料の担当分野部分を更新する。
- ・ 第一次現地調査で収集した情報の追加分析を行い、JAIP と中小零細企業振興プロジェクトとの連携方策、本邦協力リソースの活用可能性及び企業支援サービス強化方策について検討する。
- ・ 第二次現地調査に必要な説明資料、協議資料及び担当分野に係る論点整理資料を作成する。

（５） 第二次現地業務（2027 年 1 月中旬～2027 年 1 月下旬）

第一次現地調査において収集した JAIP 関連情報及び関係機関協議結果を踏まえ、プロジェクト活動内容及び JAIP 連携方策を具体化するとともに、R/D 協議に必要な技術的助言を行うため第二次現地調査を実施する。

1. JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
2. 第一次現地調査結果を踏まえ、JAIP 及び関係機関との協議を実施する。
3. JAIP を活用した企業支援サービスの実施体制及び活動内容を確認する。
4. 工業団地開発及び産業振興の観点から PDM、P0 及び R/D の最終化を支援する。
5. 担当分野に関する協議結果を取りまとめ、JICA 調査団へ報告する。

（６） 整理業務（2027 年 1 月下旬～2027 年 2 月下旬）

1. 事業事前評価表（案）作成に協力する。
2. PDM 案、P0 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
3. 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2027 年 2 月 26 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
を参照願います。

（2） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（3）その他留意事項

本調査では、外務省の渡航危険レベルが高い地域が含まれることから必要な安全対策を講じたうえで渡航を実施していただく必要があります。また、現在、JICA では、安全対策措置を講じており、現在、一時的な措置として当面の間、業務渡航を禁止しています。この措置が解除されない場合、またはパレスチナの現地情勢や先方政府側の対応等により、現地作業を本邦等からのリモートに切り替える場合や渡航時期の見直しが必要となる場合があります。そのため、具体的な渡航開始時期等については、JICA と協議の上決定します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第一次現地業務（本業務従事者が単独で現地調査を行う期間）は 2026 年 11 月下旬～2026 年 12 月下旬、第二次現地業務（本業務従事者が、JICA 職員（総括、協力企画）および JICA が別途契約する業務実施コンサルタント評価分析団員と一緒に現地業務に参加）は 2027 年 1 月中旬～2027 年 1 月下旬を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成（第二次現地業務時）は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析団員（JICA が別途契約するコンサルタント）
- エ) 工業団地開発・中小企業振興（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ パレスチナ零細中小企業振興に係る 情報収集・確認調査ファイナル・レポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000054051.pdf>
- ・ 零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト終了時評

- 価報告書 <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12288411.pdf>
- ODA 見える化サイト <https://www.jica.go.jp/oda/project/1200168/>
 - パレスチナ産業振興プロジェクトファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051989_01.pdf
 - ODA 見える化サイト「産業振興プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600221/>
 - JAIP (Jericho Agro-Industrial Park) 関連資料
 - ODA 見える化サイト「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1300452/>
 - Jericho Agro-Industrial Park
<https://www.jaipark.com/en/Partner/3/JICA>
 - Data collection survey on preparation for operation of Jericho agro-industrial park : Final report.
https://openjicareport.jica.go.jp/810/810/810_317_12147690.html
 - Corridor for Peace and Prosperity 関連資料
JICA「平和と繁栄の回廊」関連の協力
<https://www.jica.go.jp/overseas/palestine/activities/project/04.html>
外務省：Japan's Concept for Creating the Corridor for Peace and Prosperity
https://www.mofa.go.jp/region/middle_e/palestine/concept0607.html

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作

業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。なお、JICA では、2026 年 6 月 29 日以降当面の間、パレスチナ全域に対して一時的安全対策措置（本邦および第三国からの渡航禁止）を講じています。本詳細計画策定調査実施時期においても同一時的措置が解除されない場合、詳細計画策定調査はリモートでの実施を想定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上